

○週休日と祝日が重なった日に学校行事を実施する場合

週休日と祝日が重なった場合は、週休日として取り扱うこととなっています。しかし、週休日の振替等を行っても「祝日」が残ってしまいます。この場合、休日の代休日の指定できるのでしょうか？

	教員	行政職(事務職員)
給与	あり	
勤務時間	割り振られた日	
勤務時間すべてを勤務した場合	代休日の指定することができる。	代休日の指定することができる。 または 時間外勤務命令 (休日勤務手当135/100を支給)
時間単位で勤務を命じた場合	代休日を指定することはできない。 時間外勤務命令 (休日勤務手当の支給なし) ※注意 教員に対し時間外勤務を命ずることができる場合	代休日を指定することはできない。 時間外勤務命令 (休日勤務手当135/100を支給)

休日の勤務について

- 1 週休日と祝日が重なる日に勤務をさせる場合の取扱は、次の3通りが考えられる。
 - (1) 週休日の時間外勤務手当で対応（教員は手当の支給なし）
 - (2) 週休日の振替をし、休日の勤務手当で対応（教員は手当の支給なし）
 - (3) 週休日の振替かつ休日の代休日の指定による勤務命令

現実的には2の対応となる…（高知県の知事部局において（3）の取扱いはしていない）

- 2 しかし週休日の振替を行っても依然、当該日は祝日となる。そのため、祝日（休日）に教員に勤務を命ずる場合は、時間外勤務と同様「超勤4項目」の場合であって、臨時または緊急やむを得ない必要があるときに限られる。
- 3 よって、「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例」第6条第2項第2号の規定及び「平成11年9月22日_11教職第299号_「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の施行について（通知）」の一部改正について（通知）」により当該日に行事を行うことは可能であるが、通常の週休日とは異なる「週休日と祝日が重なる日」であることを理解したうえで学校長は慎重に判断する必要がある。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

～略～

○公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令

～略～

○公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例

(教育職員の正規の勤務時間外の勤務等)

第 6 条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。))については、正規の勤務時間(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 6 年高知県条例第 46 号)第 3 条から第 6 条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間外の勤務をいい、休日等(給与条例第 18 条の 2 の規定により休日勤務手当が教育職員以外の職員に対して支給される日をいう。次条第 1 項において同じ。))における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 教職員会議に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合

11教職第299号
平成11年9月22日

各市町村(学校組合)教育長
各教育事務所長 様
各県立学校長

高知県教育長

「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する
条例の施行について(通知)」の一部改正について(通知)

昭和46年12月25日付け46義第726号通知(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の施行について)の一部を下記のとおり改正しますので、平成11年10月1日以降は適正な取扱いをお願いします。

記

(改正する内容)

三 公立学校の教育職員の正規の勤務時間をこえる勤務等

(3)の(イ)の項

学校行事とは、学芸的行事、体育的行事および修学旅行的行事を指すものであること。この場合における学校種別ごとの学校行事とは、それぞれの学習指導要領に定める上記学校行事に相当するものであることに留意すること。

なお、学芸的行事および体育的行事については、突発的、緊急事態で、緊急の措置を必要とするものに限るものであること。
のうち、

「なお、学芸的行事および体育的行事については、突発的、緊急事態で、緊急の措置を必要とするものに限るものであること。」
を、

「なお、学校行事については、あらかじめ予定されていても、業務内容が通常の授業とは異なることから「臨時の業務」とみなすものであること。」
に改める。

(注意事項)

- 1 学校行事は、「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例」第6条第2項の臨時の業務とみなすものであること。
- 2 休日(祝日)は、国民がこぞって祝い、感謝し、または記念するという趣旨のもと、休日に学校行事を実施するのは、校長が特に学校運営上やむを得ないと判断した場合に限ること。
- 3 休日に割り振られた勤務時間の全部について勤務を命じた場合は、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」第11条の規定により、代休を与えるものとする。